

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

373-237

事務事業名	特定高齢者介護予防事業(介護高齢課分)				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	介護高齢課		包含する細々目	5	5	1	1	10	1	14,227
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり											
施策	35 高齢者福祉の推進											
実施区分	継続	会計	介護保険	環境調整会議		不要	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
		事業期間	18	年度～	年度	関連計画 条例等						

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	在宅生活の介護予防対象者のうちアセスメントにより介護予防サービス提供の必要性がある者	介護予防対象者のうちサービス提供の必要がある者	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする
			500	1400		
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
			18目標	0.5	最終目標	5
	できる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした在宅生活を送る。	特定高齢者の把握数 / 高齢者人口	18実績	0.53	19目標	2
23目標			5	23実績		最終目標達成年度
18目標				最終目標		
18実績				19目標		↑
		23目標		23実績		最終目標達成年度

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	特定高齢者を対象として包括支援センターのプランに基づいた通所型の予防教室を実施する。内容は運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上等のプログラムを週1～2回で3カ月程度継続して実施する。事業は専門的知識を有する法人等に委託して実施。 また、特定高齢者の栄養改善のため訪問型のサービスとして配食サービス、自立した生活の習慣づけを目的とする指導員の派遣及び宿泊事業を行う。保健課分は別シートで評価	18年度の実績 介護予防施策として特定高齢者に対する通所型の介護予防教室の実施。 介護保険通所介護施設に、特定高齢者の通所を委託する。 栄養改善の必要がある者に対する配食サービスの実施。 自立した生活を習慣づけるための指導員の派遣及び宿泊事業の実施	各サービスの提供を受けた人数。	150
	19年度計画 介護予防施策として特定高齢者に対する通所型の介護予防教室の実施。 介護保険通所介護施設に、特定高齢者の通所を委託する。 栄養改善の必要がある者に対する配食サービスの実施。 自立した生活を習慣づけるための指導員の派遣及び宿泊事業の実施	各サービスの提供を受けた人数。	500	

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定国庫支出金	875	3,491
	特定県支出金	437	1,745
	起債		
	その他	2,289	4,589
	一般財源	3,852	4,402
	事業費計(A)	7,453	14,227
人件費	正規職員所要時間	18年度 36	19年度 200
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	129	715
	トータルコストA+B	7,582	14,942

特定財源内訳や補足事項	介護予防事業 国25% 県12.5% 市12.5% 1号2号保険料50%
-------------	--------------------------------------

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	要介護要支援認定者の割合の増大を防止する	要介護・要支援認定者の割合	現状値	19.7	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	20.3
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標		

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
高齢者施策は予防型に転換しており、放置すれば要介護状態となるおそれのある特定高齢者に対して、予防事業を実施することによって要介護状態しない施策の実施を市町村に求めている。	改正介護保険法の施行に伴い、特定高齢者の介護予防事業実施が義務づけられる。 18年度実施したところ、選定基準が厳しく19年度に基準の変更が行われる。	予防に対する関心は非常に高い。

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由)	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がある (その理由)
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由)
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		他に類似事業はありますか？また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)	(評価) 統合不可能 (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)	(評価) 必要ある (その理由)		成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 不可能 (その理由)
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由)

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	19年度以降義務づけられている口腔・運動器・栄養の予防事業の実施を行う。予防の重要性を市民にも理解してもらう。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	歯科医師会・医師会等との連携が必要となる。連携をとりながら事業推進を行う。

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	